

「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」 新旧対照表

改正後	現行
<p>V 共済計理人の役割                      (1)～(6) 略                      (7) 共済計理人は、共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であるかどうかを、法令等に則り適切に確認しているか。                      (8) 略</p> <p>【財務の健全性・共済計理に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト】</p> <p>II 支払余力比率の適正性</p> <p>2 支払余力の算定の適正性</p> <p>(1) 財務諸表項目</p> <p>① 「繰延税金資産」は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会(監査委員会)報告第66号)に基づき適正な取扱いを行っているか。</p> <p>また、生協法告示第4条の3第4項第3号に規定する税効果相当額は同告示等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。</p>	<p>V 共済計理人の役割                      (1)～(6) 略                      (新設)                      (7) 略</p> <p>【財務の健全性・共済計理に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト】</p> <p>II 支払余力比率の適正性</p> <p>2 支払余力の算定の適正性</p> <p>(1) 財務諸表項目</p> <p>① 「繰延税金資産」は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会(監査委員会)報告第66号)に基づき適正な取扱いを行っているか。</p> <p>また、生協法告示第4条の3第3項第3号に規定する税効果相当額は同告示等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。</p>